

京都府社会福祉協議会 平成23年度事業計画

I 基本方針

1. 京都府社会福祉協議会を取り巻く現状と課題

1) 暮らしや社会福祉の領域での特徴的な動向

- 長引く経済不況と深刻な雇用情勢の中、府民の生命や暮らし、雇用の問題は、依然として厳しい状況が続いています。
- 社会経済状況の変化と地域において複雑・多様化する新たな福祉課題に、社会福祉法人がその使命をしっかりと果たしていくことが益々重要となっています。
- 社会保障と財源の一体改革、社会福祉各分野の改革（「介護保険法」「障害者総合福祉法（仮称）」「子ども・子育て新システム」の法制化等）の議論がすすめられています。
- さらに、地域福祉・社協や社会福祉施設に大きな影響を及ぼす地方分権改革、規制・制度改革（補助金一括交付金化、社会福祉施設の最低基準制定権限の移譲、特別養護老人ホーム運営主体の規制緩和等）の検討もすすめられています。
- 今後の社会保障・社会福祉制度の根幹にかかわる検討内容であり、その動向を注視すると同時に、その方向は当事者本位、住民本位で進めていくことが重要です。
- こうしたなかで、京都府社協の基本理念である「すべての人が尊厳のある生活を送ることができるよう“安心と希望の持てる支え合いのまち京都”」の意味を深く問い直し、市町村社協や社会福祉施設、民生委員・児童委員、関係福祉団体等との連携・協働の取組みをすすめるとともに積極的な政策提言に努めます。
- 平成23年度は社協が設立して60年という節目の年でもあります。府民のニーズに的確に応える事業・活動を展開する中で、本会の存在感を示していくことが重要です。

2) 京都における特徴的な動向

- 厳しい経済雇用情勢のもと、離職者・生活困窮者等への相談・生活福祉資金等の貸付は引き続き増大しています。特に、失業者世帯への貸付である総合支援資金は貸付とともに償還が本格化する中で、国において体制整備と本制度のあり方について検討が必要です。
- また、貧困・生活困窮者支援策として生活相談から就労支援まで一体的にワンストップで支援することを目的に新たに「ライフ&ジョブカフェ京都」が常設（平成22年11月開設）され、その一つの機能として「生活支援相談窓口」が設置され、生活福祉資金貸付制度等の相談を行っています。
- また、雇用創出の場としての介護・福祉分野への期待と、福祉人材確保・定着、

養成の課題に対応するため、幅広い関係者との協働により介護・福祉サービス人材確保事業を本格的に推進しています。京都府においては21～23年度に新たに4,000人の介護・福祉人材を確保することを目標としています。24年度以降を見据えた事業展開が必要です。

○地域福祉推進の中核的な組織として、求められている府民のニーズに応えながら、会員、関係機関から京都府社協への理解と支援（信頼と期待）が得られるような事業実践と組織づくり、そして本会の主体性と自律性をもった自主財源づくりが必要です。

2. 実施方針

以上の新たな動向と課題認識を踏まえて、平成23年度は、本会の重点事業として「第2次中期計画・アクションプラン（3カ年）」の最終年次に取り組みます。

すすめるにあたっては、重点化とアウトカム（成果・結果）の重視、可視化に努めます。

また、1・2年次の総括と24年度からのあらたな中期計画改定に取り組みます。

（ア）「京都府社協第2次中期計画」を柱に、「6つの役割」を持って「4つのアクションプラン」と「3つの基盤強化プラン」に取り組みます。

（イ）「アクションプラン」に基づく年次計画の到達目標を明らかにし、評価の視点をもって着実に前進する取り組みとします。

（ウ）協議会組織の性格とネットワーク等の特性を活かし、組織内外の様々な機関・団体と連携・協働して事業の展開を図ります。

Ⅱ. 23年度のアクションプラン（重点事業）

※アクションプランの詳細についてはP14～25を参照

〔4つのアクションプラン〕

1. 社会的孤立を防ぐ仕組みづくりの推進

孤立している人、孤立しがちな人と、「つながり」、「抱える課題を明らかにし」、「支える」ことを柱に、孤立を見逃さない地域づくりを進めます。

(1) 小地域福祉活動の充実と相談機能の強化

圏域を意識した小地域福祉活動の推進により、見守り活動や相談活動を一層充実させ地域の福祉課題を掘り起こし、明らかになった課題の解決に向けた取組みを市町村社協とともにすすめます。

また、課題解決に向けたインフォーマルな活動として「住民参加型在宅サービス」の促進や、新たな支え合い活動の立ち上げに取り組みます。

【主な事業】高齢者日常生活支援事業、見守り活動実践交流研修会、サロン活動推進会議、市町村社協相談機能充実のための研修会、市町村社協受託地域包括支援センター連絡会議 等

(2) 当事者活動の支援と連携強化

精神障害者が地域で安心して暮らすために、今後取り組むべき支援や活動を検討します。

また、父子会の組織化、「京都府内父子ネットワーク」、全国の父子会との交流、関係機関との連携を強めながら、父子世帯が抱える課題の把握と支援策について検討します。

【主な事業】精神障害者を支える地域づくり事業、京都府内父子ネットワークの推進（全国交流集会、京都府父子世帯のつどい） 等

(3) 地域福祉を担う人材養成の取り組み

孤立を見逃さない土壌づくりとして、地域の福祉課題をテーマにした福祉教育の推進や、地域におけるボランティアリーダー研修、市町村社協担当職員の資質向上に取り組みます。

【主な事業】福祉教育推進会議、社協コミュニティワーカー実践研究会
市町村社協ボランティアリーダー研修

2. 府民の生活を支える権利擁護の推進

誰もが自分らしい生活を送れるよう、福祉サービスの情報提供や利用援助、相談機能の充実を図ります。

(1) 福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）の推進

福祉サービス利用援助事業の普及・啓発、利用促進を一層図ります。また、昨年に引続き市町村社協の実施体制の強化と適正実施、見守りから権利擁護、成年後見制度の利用移行までの地域における権利擁護の推進を図ります。

【主な事業】 福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）

(2) 「貧困・低所得者の自立生活」への支援と連携強化

厳しい経済・雇用情勢の中で、国の重要な低所得対策として、また、セーフティネット施策の1つとして「生活福祉資金貸付事業」の一層の推進を図ります。また、貸付・相談事業を通して関係機関との連携を強め、相乗的・効果的な支援に繋がるよう市区町村社協や民生委員・児童委員と協働した取り組みを推進します。

【主な事業】 生活福祉資金貸付事業、臨時特例つなぎ資金貸付事業、
「ライフ&ジョブカフェ京都」事業

(3) 福祉サービス苦情解決事業の充実・強化

福祉サービス利用者の利益保護を基本に、サービス提供事業所内における苦情受付体制の確立を図るとともに、苦情解決事業の周知と充実に努めます。

【主な事業】 苦情解決合議体の開催、福祉サービス提供事業所への巡回指導、セミナー、相談員研修の実施

3. 福祉サービスの人材確保・定着・育成

利用者の生活の質の向上のためにも、安心して、かつ、やりがいをもって働き続けることができる福祉職場環境の改善を図り、人材確保に努めます。

(1) 人材確保・定着・育成にかかる新たな事業の総合的な推進

福祉人材分野の専門機関として福祉人材センターの存在意義を発揮し、幅広い関係機関と協働・連携して、既存事業の充実と新たな諸事業を総合的に取り組みます。

【主な事業】 きょうと介護・福祉ジョブネット事務局の運営、京都ジョブパーク「福祉人材カフェ」「北部福祉人材カフェ」（相談コーナー）の運営、福祉人材マッチング支援事業（求人開拓員設置等）、福祉職場トライアル（職場体験）事業、地域別就職フェア、介護福祉士等修学資金貸付事業、社会福祉法人・社会福祉施設等役職員研修 等

4. 幅広い協働による先駆的な事業の展開

企業と福祉の協働による「地域展開型 CSR 活動」の推進を図ること、災害に負けない地域づくりと被災者主体の支援ネットワークの構築を図ります。

(1) 企業と福祉の連携による地域の福祉力の向上と新たな企業価値の創造

企業の本業・CSR と福祉の資源・ノウハウを有機的に結びつけ、相互にメリットのある持続可能な仕組みを構築・支援することにより、「地域の活性化」「福祉力の育成」「新たな企業価値の創出」などを目指します。

【主な事業】きょうと福祉パートナー事業の推進

(新規事例の創出、京都 CSR 推進協議会への参画、商談会・異業種交流会への出展、他団体との協働によるセミナーの開催 等)

(2) 京都府災害ボランティアセンターへの参画と事務局運営

〔3つの基盤強化プラン〕

1. 組織基盤の強化

今日的な現状などを踏まえた新しい会員制度の確立を目指します。

会員・賛助会員の今日的な位置づけ、組織構成員としてのあり方、会員の範囲や加入形態、会員向け“サービス”の拡充等検討が必要であり、地域福祉の推進力としての幅広い参画・協力等を目指す今日的な会員・賛助会員制度のあり方を検討します。

2. 財源基盤の強化

公費財源、民間財源、自主財源など安定的な財源確保・造成に努めます。

厳しい財政状況の中で、府民福祉の向上につながる先駆的、開拓的な事業を推進していくための独自財源の確保が必要です。財政基盤の安定化方策の検討をすすめます。

3. 人材基盤の強化

企画力やマネジメント力の向上など職員の専門性を高めるための環境づくりを進めます。

個々の職員の段階的な成長を促す生涯研修を意識した「年間研修計画」の作成と計画にもとづく研修を実施します。

Ⅲ. 23年度事業実施計画

〔1〕 地域づくりの支援

1. 市町村社協の事業活動や計画策定に対する支援強化

1) 「地域福祉活動計画」の策定推進

- (1) 市町村地域福祉活動計画の策定支援
- (2) 小地域における地域福祉活動計画策定の推進

2) 社協のコミュニティーワーク実践活動への支援

- (1) 社協コミュニティーワーカー実践研究会（地域福祉活動担当者研修）
 - ①小地域福祉活動
「第5回全国校区・小地域福祉活動サミット in 宇治」の企画運営
 - ②過疎地域における移動保障と買物支援
- (2) サロン活動推進会議の開催
- (3) 市町村社協個別巡回援助
- (4) 市町村社協活動総括資料集の作成

3) 市町村社協におけるボランティア活動の振興支援

- (1) 社協コミュニティーワーカー実践研究会（ボランティアコーディネーター研修）
- (2) ボランティアセンター活動の調査及び概況報告書の作成
- (3) ボランティア情報の収集及び発信
- (4) 市町村社協ボランティアリーダー研修会
- (5) 京都府社会福祉大会でのボランティアコーナーの設置
- (6) ボランティア保険事業の実施

4) 市町村社協のネットワーク促進

- (1) 市町村社協事務局長会議の開催
- (2) 市町村社協職員連絡協議会の支援強化
- (3) 社協便覧の発行

5) 福祉教育の推進

- (1) 福祉教育推進会議の開催
- (2) 福祉教育に関する調査活動の実施

2. 高齢者見守り活動の推進

- 1) 市町村社協担当者会議・研修会の開催
- 2) 見守り活動実践交流研修会

3. 市町村社協の法人運営（会務・経理・経営）支援

- 1) 市町村社協の健全経営に向けての取組み

- (1) 市町村社協会長会議、事務局長会議の開催（再掲）
- (2) 市町村社協連合会との連携強化

2] 会計に関する相談助言、研修の実施

4. 地域福祉を担う人材養成

1] 地域福祉を担う人材養成研修

- (1) 市町村社協地域福祉・ボランティア担当職員会議の開催
- (2) 市町村社協新任職員研修
- (3) 社協コミュニティワーカー実践研究会（再掲）

2] 災害時要配慮者支援講座（災害時地域リーダー養成講座）の実施

5. 相談機関・社会福祉施設等専門機関の連携促進

1] 市町村における関係機関・組織のネットワークの強化

- (1) 福祉救援活動地域ネットワーク事業
- (2) 市町村社協の相談機能充実のための研修会の開催

2] 府内の関係機関・組織のネットワークの促進

- (1) 市町村社協受託の地域包括支援センター連絡会議

6. 集い、出会うための居場所づくりの推進

7. 「高齢者日常生活支援事業」の実施

〔2〕府民参加の支援

1. 当事者活動への支援と連携・協力

1] 当事者組織・団体への広域的な支援、連携

- (1) 高齢者・障害者等当事者活動への支援
 - ・精神障害者を支える地域づくり事業
- (2) 京都府内父子ネットワークの推進
 - ・父子福祉連絡会議
 - ・父子福祉担当者会議の開催
 - ・京都府父子世帯のつどいの開催
 - ・全国交流集会の開催
- (3) 地域における子育てネットワーク支援

2. ボランティア活動の振興及びNPO活動との連携・協働

1] ハートピア京都ボランティアセンター情報発信機能の充実とあり方検討

- (1) 府民に対するボランティア活動相談、援助、情報の提供
- (2) 民間助成の推薦・情報提供
- (3) ボランティアルーム、車いす、印刷機等の整備・貸出し

2] ボランティアバンク運営委員会の機能強化

- (1) 京都ボランティアバンク運営委員会、企画小委員会の開催
- (2) ボランティアバンク基金の造成・管理・運営
- (3) ボランティアバンク補助金による助成事業の実施

3] 災害時の要配慮者支援活動の推進

- (1) 福祉救援活動地域ネットワーク事業の実施（再掲）
- (2) 災害時要配慮者支援講座（災害時地域リーダー養成講座）の実施（再掲）
- (3) 市町村における福祉救援ボランティア活動の推進支援

4] 「京都府災害ボランティアセンター」との連携・協働

- (1) センターへの参画及び事務局受託

5] NPO等との連携・協働の推進

- (1) NPO・ボランティア活動推進プログラムの実施
- (2) 福祉送迎サービスに関する支援

〔3〕福祉サービス利用者の権利擁護

1. きょうと高齢者・障害者生活支援センター事業の推進

1] 福祉サービス利用援助事業の適正な推進

- (1) 契約締結審査会の開催
- (2) 市町村社協への実地調査の実施
- (3) 市町村社協への法的な助言に対する支援
- (4) 市町村社協への委託費の独自措置の実施

2] 専門員・生活支援員の資質向上および支援に関する事業

- (1) 専門員会議の開催
- (2) 専門員新任研修の開催
- (3) 専門員テーマ別研究交流会の開催
- (4) 生活支援員新任研修の開催
- (5) 生活支援員現任研修の開催

3] 関係機関との連携の推進

- (1) 関係機関連絡会議等への参加
- (2) 三士会（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会）とのケース検討会への参加

4) 広報・啓発活動の推進

- (1) 知的障害のある人向けの権利擁護制度の紹介パンフレットの普及

5) 制度拡充に向けての調査研究

- (1) 成年後見制度の利用促進の実施

2. 京都府福祉サービス運営適正化委員会事業の推進

- (1) 京都府福祉サービス運営適正化委員会、運営監視・苦情解決合議体の開催
- (2) 事業者への巡回指導の強化
- (3) 事業者における苦情解決体制整備を図るための研修会の開催
- (4) 京都府国民健康保険団体連合会、行政担当課等関係機関との協議・連携

3. 生活福祉資金貸付事業等の実施

1) 生活福祉資金貸付事業の実施

- (1) 民生児童委員等関係機関への制度の周知徹底と事業への理解促進
- (2) 借受世帯への相談援助活動の充実と債権管理の強化
- (3) 長期滞納世帯の実態把握と援助の強化による償還促進と不良債権の整理
- (4) 市区町村社協担当職員会議及び市区町村社協担当職員研修会の実施
- (5) 市区町村社協における生活福祉資金貸付事業の推進

2) 臨時特例つなぎ資金貸付事業の実施

3) 「ライフ&ジョブカフェ京都」事業の実施

4) 福祉事務所、ハローワークなど関係機関・施策との連携の強化

〔4〕福祉人材の確保・養成・資質向上とサービスの質の確保

1. 福祉サービス人材確保の推進

「きょうと介護・福祉ジョブネット」（プラットフォーム）を中核に、介護福祉士等の養成校、ハローワーク、職能団体、介護・福祉事業者団体、NPOなどの幅広い関係機関と協働・連携して総合的な事業を展開。

また、福祉人材カフェ事業（福祉人材マッチング支援事業を含む）により、本センター及び京都府北部に人材確保・定着の専門員を配置・巡回し、個々の求職者にふさわしい福祉職場を開拓するとともに、介護・福祉人材の確保・定着を図るため地域就職フェア等の諸事業を実施。

1) 福祉人材確保事業の実施

- (1) 京都ジョブパーク「福祉人材カフェ」「北部福祉人材カフェ」（相談コーナ

一) の運営

- (2) 福祉人材マッチング支援事業（求人開拓員等設置）の実施
- (3) 福祉職場トライアル（職場体験）事業の実施

2] 福祉人材バンク事業の実施

- (1) 無料職業紹介事業の実施
- (2) 求人情報紙「すてっぷ」の発行
- (3) 全国的な福祉職場の求人情報の提供
- (4) 福祉系大学、養成施設との情報交換会の開催

3] 福祉・介護職への就職希望者に対する説明会等の開催

- (1) 「福祉職場就職フェア」の実施
- (2) 地域別就職フェア・求職登録会の開催
- (3) 福祉・介護就職セミナーの開催
- (4) 学校等に対する出張ガイダンスの実施

4] きょうと介護・福祉ジョブネット事務局の運営

- (1) ワーキンググループの連絡調整
- (2) ポータルサイト「福祉人（ふくしびと）@京都」の運営
- (3) 事業プロジェクトにかかる連絡調整

5] 広報・啓発

- (1) 求職者に対する人材センターの認知度向上を図るための広報強化
- (2) 介護・福祉の仕事の魅力を伝えるための広報強化

2. 介護福祉士等修学資金の貸付事業の実施

3. 社会福祉研修事業の実施

関連機関等の研修実施状況の把握及びネットワークの構築

- 1] 社会福祉施設等役職員研修（階層別・種別・養成）の開催
- 2] 社会福祉法人等役職員研修（課題別）の開催
- 3] 介護支援専門員研修の開催（再掲）
- 4] 京都府相談支援従事者研修の開催
- 5] 難病患者等ホームヘルパー研修の開催
- 6] 府社協独自研修の開催（新）

4. ケアマネジメント機能の整備促進

- 1] ケアマネジメント専門職の養成と質の確保・向上
 - (1) 介護支援専門員実務研修受講試験の実施
 - (2) 介護支援専門員実務研修の実施

- (3) 介護支援専門員実務従事者基礎研修の実施
- (4) 介護支援専門員更新研修（「専門研修課程Ⅰ」「実務未経験者」など）の実施
- (5) 介護支援専門員実務研修受講生のための「課題分析方式」説明会の開催
- (6) 京都府相談支援従事者研修の実施（再掲）

2] 京都府介護支援専門員会との連携、協働

〔5〕福祉事業経営者への支援

1] 社会福祉事業の経営支援事業

- (1) 京都府社会福祉施設経営者協議会の組織強化・活性化への支援
- (2) 社会福祉施設経営者セミナー等の開催協力
- (3) 社会福祉施設経営相談事業の充実・強化への支援
- (4) 障害福祉サービス経営強化支援事業の実施協力
- (5) 社会福祉施設整備等の融資金貸付事業の実施
- (6) 障害福祉サービス経営資金貸付事業の実施
- (7) 社会福祉法人等の資産評価事業の実施

2] 社会福祉施設による地域福祉向上への支援

施設種別団体、市町村社協、職能団体等との連携・協働による福祉ネットワークづくりの推進支援

3] 施設種別団体、職能団体等との連携

4] 「京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構」との連携・協働

- (1) 支援機構への参画及び事務局受託

5] 各種別協議会研究大会等の共催、後援及び開催協力

6] 教育職員免許法の特例に基づく「京都府介護等体験」事業の実施協力

- (1) 介護等体験受け入れ福祉施設の調整業務の実施
- (2) 京都府介護等体験事業連絡会議（府教委所管）への参加

〔6〕ネットワークの構築

1. 企業、経済界との連携・協働事業の推進

1] 「きょうと福祉パートナー事業」の推進

- (1) 「地域展開型 CSR 活動」の推進
 - 1) 既存事例の活動支援
 - 2) 新規事例の創出
- (2) 企業とのつながりの強化
 - 1) 京都 CSR 推進協議会への参画、協働（新）

- 2) 商談会、異業種交流会への出展（新）
- (3) 企業と連携を目指す福祉施設への支援
 - 1) 助成金の申請に対する相談・助言（新）
- (4) 情報発信
 - 1) メールマガジンの発行
 - 2) ホームページの運用
 - 3) ミニブログ、SNSなどを活用した情報発信（新）
 - 4) マスコミへの積極的情報発信

2. 社会福祉関係団体との連携促進

- 1) 市町村社会福祉協議会連合会、施設種別団体等との連携
- 2) 京都府共同募金会との連携
- 3) 人権擁護関係団体との連携

3. 民生委員・児童委員活動との連携強化

- 1) 民生児童委員活動との連携・協働
 - (1) 京都府民生児童委員協議会との連携
 - (2) 市町村における社協と民児協との連携・協働事業の状況把握

〔7〕府社協の組織基盤の強化

1. 会員制度の見直し・充実と自主財源・民間財源の強化及び必要な公的財源の確保

- 1) 自主財源の造成・拡充
 - (1) 本会会員対象施設等の拡大及び加入促進
 - (2) 賛助会員制度の拡充
 - (3) 福祉図書等販売事業
 - (4) 「京都の福祉」をはじめ各種印刷物での広告掲載
 - (5) 自主財源造成事業等の企画実施
 - (6) 介護支援専門員実務研修受講試験のための受験対策講座の実施
 - (7) 社会福祉法人会計基準改正についての研修会の実施（新）
- 2) 公的財源の確保
- 3) 共同募金をはじめとする民間財源の有効活用

2. 京都府社会福祉大会の開催

- (1) 60周年略史の作成

3. 社会福祉の啓発と広報活動の強化

- (1) 機関誌「京都の福祉」の発行
- (2) 府社協「ホームページ」の運用
- (3) 点字機関誌「京都の福祉」の発行
- (4) 社会福祉関係資料の整備、情報提供機能の強化
- (5) 主要活動・事業の報道機関への積極的なニュース提供

4. 社会福祉予算対策運動の展開

5. 会務の運営

- 1] 正副会長会、理事会、評議員会、監事会の開催
- 2] 事務局体制の強化と職員の資質向上
 - (1) 事務局職員の資質向上に向けた職員研修事業の充実

【アクションプラン・基盤強化プランの一覧】

<4つのアクションプラン>

1 社会的孤立を防ぐ仕組みづくりの推進 実現目標：孤立を見逃さない地域づくり 主な協働・連携する団体等：市町村社協、民児協

取組みの柱	事業実施計画	事業の目的・ねらいなど	到達目標・期待する効果など
孤立している人、孤立しがちな人とつながる	【声かけ、見守り活動の推進】 ①高齢者見守り活動の推進	府内全域で、①地域独自の継続した見守り活動と、②受け止めたニーズや課題に対応し解決に結びつけるための取り組みをすすめる。	特に、②の取り組みをすすめることで、各市町村社協が、住民が抱える福祉課題にもとづいた福祉活動を展開できるよう支援する。
	②集い、出会うための居場所づくり	誰もが集い・出会えるための居場所の機能、それをつくるために必要な基盤整備の条件等について検討する。	高齢者が蓄積した叡智や経験を次世代に伝える地域づくりのための居場所づくりにつなげる。 多世代交流に取り組むサロン活動の実践から、居場所の機能を検討。
孤立している人、孤立しがちな人が抱える福祉課題を明らかにする	【相談機関・社会福祉施設等専門機関の連携】 ①福祉救援活動地域ネットワーク事業	災害時の要配慮者支援を切り口に、相談機関や社会福祉施設等の専門機関が、平時から問題意識として持っている 地域の福祉課題を共有し、その解決に向けたネットワークの強化をはかる。	相談機関、社会福祉施設のネットワークがある市域において、平時の活動の強化と災害時要配慮者支援に向けた新たな活動づくり。
	②市町村社協受託の地域包括支援センター連絡会議	総合相談支援や権利擁護を主たる業務とする地域包括支援センターとの連携を強化することで、高齢者を中心とした地域住民が抱える福祉課題を明らかにするとともに、社協が地域包括支援センターを受託する意義や運営方法を検討する。	地域包括支援センターの職員だけでなく、地域福祉部門の職員などが参加できるよう工夫し、受託社協内の関係部署の連携を強化し、センターの機能強化をはかる。

取組みの柱	事業実施計画	事業の目的・ねらいなど	到達目標・期待する効果など
孤立している人、孤立しがちな人が抱える福祉課題を明らかにする	【声かけ、見守り活動の事例検討】 ①見守り活動実践交流研修会	京都府内全域において、見守り活動に参加する住民が中心になって地域にどのような福祉課題があるのかを明らかにし、次の地域福祉活動につなげる。	地域の福祉課題を意識した見守り活動を推進し、それぞれの地域の独自性を伴った個別支援活動へつなげる。
	②市町村社協の相談機能充実のための研修会	市町村社協の相談事業が、地域の福祉課題を把握し、対応が難しいケースの解決に向けて専門機関や関係機関との連携の窓口になることをめざす。	市町村社協の相談機能の現状、課題を把握し、それに対応した研修を実施する。研修会で出た課題を事務局長会議で検討し、課題克服に向けた取り組みをすすめる。
孤立している人、孤立しがちな人を支える	①サロン活動推進会議	孤立を防ぎ、福祉課題を抱える人を支援するためのサロン活動の運営方法等を検討する。あわせて、社協職員のサロン活動への支援方法も議論する。	事前に府内のサロン活動の実践状況と課題を把握する。 府内のサロン活動で大切にすべきポイントの共有をはかる。
	②災害時要配慮者支援講座	小地域福祉活動を推進する圏域において、災害時の要配慮者支援活動の推進をはかるために、民児協、社会福祉施設、NPO、当事者組織等の役員やリーダーを対象に研修会を実施する。	府内3ヶ所を指定し、講座を開することを契機に、日常的な連携を強め、平時から要配慮者への支援活動の取り組みの活性化をはかる。

取組みの柱	事業実施計画	事業の目的・ねらいなど	到達目標・期待する効果など
孤立している人、孤立しがちな人を支える	【当事者活動の支援】 ①精神障害者を支える地域づくり事業	精神障害者の社会参加を広げ、精神障害者が安心して暮らすために必要な支援策を検討し、その内容を踏まえたシンポジウムを開催し府民へ啓発を行う。	関係者による実行委員会を立ち上げ、府内の精神障害者福祉の現状、課題を検証し、今後の取り組むべき活動等を検討整理する。
	②父子福祉の推進	潜在化した父子世帯の課題を掘り起こし社会化する。父子会の組織化、活性化と府内のネットワークを強めることで、父子世帯の孤立防止と父子世帯が抱える課題の解決をめざす。	父子世帯が抱える具体的な課題の把握と支援策の検討。 南部地域での父子会の組織化 全国の父子会との交流会の開催
孤立を見逃さない土壌づくり	【福祉教育の推進】	当事者が抱える福祉課題をテーマにした福祉教育の推進により、地域住民が当事者との共感を深めることで孤立を見逃さない地域づくりをすすめる。	社協における福祉教育のねらいや位置づけを明確にする。 地域の福祉課題を把握するための手法やファシリテートの力量を社協職員が高める。
	【地域福祉推進基礎組織や自治会等との連携による小地域福祉活動の推進】 ①社協コミュニティワーカー実践研修会(地域福祉活動担当者研修)	①社協における小地域福祉活動の活性化のために、方向性を共有するとともに、社協職員に必要な視点、手法を学ぶ。 ②過疎地域を抱える社協が、地域の現状や課題について共に考え、自らの地域で具体的な活動を創り出すことを支援する。	①小地域福祉課題を推進する上で課題になっていること、社協職員のアプローチ方法を掘り下げる。 ②参加社協が 23 年度に具体的な活動を起こすための具体策を明確にする。
	【地域福祉推進のための人材養成】 ①市町村社協ボランティアリーダー研修	それぞれの市町村社協が抱えるボランティア活動を推進する上での課題に焦点をあて、ボランティアリーダー等がボランティア活動活性化のための役割等について学ぶ研修を実施する。	ボランティアリーダー等が自らの市町村のボランティア活動の活性化に向けて活動を展開するよう支援する。

2 府民の生活を支える権利擁護の推進 実現目標：「自分らしい生活」を誰もが送れる社会の実現

取組みの柱	事業実施計画	事業の目的・ねらいなど	到達目標・期待する効果など
<p>情報提供機能の強化</p>	<p>①福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）の啓発。 ②権利擁護にかかる府民向け講座や関係者研修への講師派遣。 ③権利擁護関係制度の啓発</p>	<p>①②府民や関係者に福祉サービス利用援助事業の普及・啓発に取り組み、この事業の利用促進を図る。 ③府民や関係者に成年後見制度等の啓発を行い、必要時に制度活用が図られる環境づくりをめざす。</p>	<p>①制度紹介パンフレットの普及。全市町村社協の広報紙で権利擁護事業の紹介を掲載する。 ②関係者研修への講師派遣に積極的に取り組む。 ③成年後見パンフレットの普及。知的障害のある人向けの啓発パンフレットの普及。</p>
<p>情報が届きにくい人たちに、必要な情報が届くようその仕組みづくりに着手する。</p>	<p>①「生活福祉資金貸付制度のご案内」の普及。</p>	<p>①府民や関係者に事業の啓発を行い、制度利用が必要な人への制度周知を図る。</p>	<p>①制度紹介パンフレットを市区町村社協・行政等の窓口で配布。</p>
	<p>府社協の相談における専門的対応力の強化</p>	<p>各種ネットワーク会議、研究会への参画 ・京都くらしの安心・安全ネットワーク ・児童虐待防止ネットワーク ・京都府多重債務問題関係機関対策協議会 ・京都府犯罪被害者サポートチーム ・高齢者・障害者ケース研究会 ・京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク 上記の構成団体との連携</p>	<p>各種ネットワークへの協力と参画 各種相談機関との連携・情報交換を図るとともに、府社協内で相談機関の情報の共有化を進める。 福祉制度の相談や利用を支援する取り組みの研究（職能団体や大学、法律家等の専門職・機関の協働による取り組みを研究）</p>

取組みの柱	事業実施計画	事業の目的・ねらいなど	到達目標・期待する効果など
生活を総合的に支える 取り組みの推進	<p>【福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)の推進】</p> <p>①福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)専門員研修、生活支援員研修の実施</p> <p>②関係機関連絡会議の開催</p> <p>③運営適正化委員会との合同による実地調査の実施</p> <p>④制度拡充のための調査研究</p>	<p>①研修を通して、利用者への理解を深めるとともに、利用者の自己決定・自己実現の支援、生活課題への対応力の向上をめざす。</p> <p>②当事者団体や関係機関と課題共有を図り、制度の充実や権利擁護の仕組みづくりについて意見交換する。</p> <p>③事業の適正な運営を図る。</p> <p>④成年後見制度の利用を促進するための方策を探る。</p>	<p>①専門員研修(新任研修年1回、テーマ別研究交流会年2回)、生活支援員研修(新任研修年3回、現任研修年2回)を開催する。</p> <p>②関係機関連絡会議を年1回開催する。社協と司法関係者との意見交流会の開催(年1回。1ブロック)。関係団体が主催する会議等に参加し事業の現状や課題を発信する。</p> <p>③実地調査の回数を増やし、事業の適正運営と補助金の適切な執行を図る。</p> <p>④福祉サービス利用援助事業と成年後見制度との連携指針の作成。社協における後見制度利用促進のあり方を考える場づくり(年1回)。</p>
	<p>【市区町村社協等との連携強化による生活福祉資金貸付事業の推進】</p> <p>①生活福祉資金担当者会議・研修の実施</p> <p>②民生委員・児童委員研修への講師派遣</p>	<p>①生活を総合的に支えるためには、第一線で府民の支援にあたっている市区町村社協職員の実践交流や知識・技能の向上が不可欠である。担当者研修の充実を図り、事例検討などを通して、生活支援に向けた相談能力の向上を図る。</p> <p>②民生委員・児童委員の一斉改選に伴って制度周知と連携強化を図る。</p>	<p>①担当者会議と担当者研修をそれぞれ1回ずつ開催する。</p> <p>②必要に応じて講師を講師を派遣する。</p>

取組みの柱	事業実施計画	事業の目的・ねらいなど	到達目標・期待する効果など
	①各事業を通して把握している課題をまとめ、情報発信する。	①府社協が把握している地域福祉の課題を明らかにし、広く発信する。	①事業のまとめの発行、機関紙やHPを活用した情報発信を行う。
福祉サービス利用者の苦情・要望の適切な把握と対応	①面談・電話・メール等での福祉サービス利用者等からの苦情相談・対応事業の実施 ②苦情解決責任者・担当者・第三者委員対象セミナー・研修会の開催 ③巡回指導の実施 ④広報・啓発	①福祉サービス利用者からの苦情相談について、迅速に適切に対応する。 ②苦情への適切な対応の方法を学ぶとともに、福祉サービスの質の向上を図る。 ③苦情対応体制の整備状況を把握し、普及を図るとともに、役職員等に対し苦情解決の意義や対応方法等について研修する。 ④利用者への苦情解決システムの普及や苦情解決の意義や適切な解決方法などを普及・啓発する。	①迅速な対応と適所の相談窓口の紹介。 ②セミナー年1回、研修年1回を開催する。 ③年12ヵ所訪問する。 ④ポスター、リーフレット等の作成・活用。
事業者への啓発と府民への情報提供	①利用者向けパンフレットの作成・啓発	①第三者評価事業について、府民への理解と普及啓発を図る。 ②利用者が、第三者評価を活用するための方法などを普及啓発する。 ③普及・啓発にあたっては、行政、関係機関をはじめ包括支援センターなど相談機関との連携を図る。	パンフレットの作成・活用。

③ 福祉サービスの人材確保・定着・育成 実現目標；「利用者の生活の質の向上」のために安心して働き続けられる福祉・介護の職場を作る

取組みの柱	事業実施計画	事業の目的・ねらいなど	到達目標・期待する効果など
ニーズにあった豊富な「情報提供」	①求職者・事業所のマッチング手法の確立	①求職者・事業所双方が求める情報を的確に提供し、ミスマッチを防止する	求職者・事業所双方へのヒアリングの精度を上げるため、マニュアルを作成。
福祉・介護職場への「道を拓く」 (福祉・介護現場での人材の開拓・定着促進)	①「きょうと介護・福祉ジョブネット」の運営	①介護福祉士等養成校、ハローワーク、職能団体、NPO等関係機関と協働・連携して人業界自らが人材確保・定着に取り組むための基盤づくり	①福祉・介護人材確保に関する総合的な事業を展開。
	②福祉人材カフェ事業の展開	②介護・福祉職場に係るきめ細かな就業相談を行うとともに、事業所への求人開拓や定着支援を行い、介護・福祉人材の確保・定着を図る。	②求人・求職者のマッチングを支援。
	③「福祉の仕事」魅力発信	③小中学生・高校生・教員・保護者等に対して仕事の魅力を伝える。	③介護・福祉職場のイメージアップによる人材の開拓・定着促進を図る。
	①「福祉・介護の就職セミナー」、職場体験事業の実施	未経験者等に対する介護・福祉職場への就職を支援。	介護・福祉事業所における多様な人材の確保を図る。
	①福祉職場就職フェアの開催 (京都府全域及び府内各地域)	福祉系大学、介護福祉士等養成校、介護・福祉事業者団体等との連携による就職フェアの開催	求職者の就職支援及び福祉施設の人材確保
①介護福祉士等修学資金の貸付	介護福祉士等養成校と連携し、介護・福祉人材の確保	福祉系大学・介護福祉士等養成校の入学促進、介護福祉事業所の人材確保。	

職員が「夢とやりがい」を持ち続けることの支援	①職員のキャリア形成支援	法人役員等を対象とした、職員の職歴・経験に応じた各種研修の実施	職員の研修体制の整備による人材定着・離職防止
	①福祉職場就労者、希望者に対する支援	京都ジョブパークとの連携（「福祉人材カフェ」）による就労・定着支援	キャリアカウンセリングの実施による「就活力」アップ
質の高い対人援助を身につける	① スーパーバイザー養成研修 ② セミナー【社会福祉援助の視点、態度、技法を学ぶ】	スーパービジョンを職場支援体制として活用できる援助技術と位置付け、スーパービジョンの基礎的知識や技術をまなぶことにより、福祉職場の人材を支え育成するリーダーを養成することを目的とする。 直接対人援助に携わる職員を対象に、基本的な社会福祉援助の技術を学ぶことを目的とする。	年2回、7日間程度のカリキュラムで実施し、所属する事業所の職員に対してのフィードバック効果を調査する。 年1回、3日程度のカリキュラムで実施する。
総合的な職場環境づくりの支援	①セミナー【メンタルヘルスを考える】	働きやすい職場環境づくりのため、職員のメンタル面のマネジメントに焦点をあてた研修を実施する。	職員個人を対象としたものと、組織として職員のメンタルケアを行うものを年1回ずつ開催する。

4 幅広い協働による先駆的な事業の展開 実現目標；企業と福祉の協働による地域福祉力の向上と新たな価値の創造

取組みの柱	事業実施計画	事業の目的・ねらいなど	到達目標・期待する効果など
企業と福祉の協働(きょうと福祉パートナー事業)の推進・普及	【「地域展開型 CSR 活動」の推進】 ①既存事例の活動支援 ②新規事例の創出	「地域展開型 CSR 活動」事例の創出及び活動の安定化・定着を支援する。	きょうとハート基金の加入者を増やすための取組みに特に重点を置く。 (福祉施設 120 箇所、企業 23 社)
	【企業とのつながりの強化】 ①京都 CSR 推進協議会への参画、協働 ②商談会、異業種交流会への出展	「地域展開型 CSR 活動」を周知するとともに、「地域展開型 CSR 活動」の基盤づくりにつなげる。	①京都 CSR 推進協議会については、中間支援組織の1つとして、本会が持つ資源・ノウハウを効果的に活用し、本会の独自性を発揮する。 ②少なくとも3箇所の商談会、異業種交流会に出展する。
	【企業と連携を目指す福祉施設への支援】 ①助成金の申請に対する相談・助言	企業と連携を目指す福祉施設を支援することを通じて、「地域展開型 CSR 活動」事例の創出を図る。	パートナー事業でつながりのある福祉施設へ助成金メールマガジンを周知する。また、相談を随時受け付ける。
	【情報発信】 ①メールマガジンの発行 ②ホームページの運用 ③ミニブログ、SNSなどを活用した情報発信 ③マスコミへの積極的情報発信	「きょうと福祉パートナー事業」及び「地域展開型 CSR 活動」を広く周知する。	①メールマガジンについては月1回の発行を継続する。 ②ホームページについては、月間アクセス件数が1,000件となるよう、内容の充実を図る。 ③効果的な手法を発見し、年度内に試行する。 ④3つの取組みもしくは事例についてマスコミに取り上げていただく。

取組みの柱	事業実施計画	事業の目的・ねらいなど	到達目標・期待する効果など
災害時の被災地、被災者支援	①効果的な災害救援活動体制の構築	京都府災害ボランティアセンターが災害時に円滑な活動ができるよう、事務局として、平時から関係組織による連携・協議、研修の場づくりを行う。	<p>常設の市町村災害ボランティアセンターと関係機関との連携を強化する。また常設のセンターがない市町村においても、効果的な災害救援活動をめざしたネットワークづくりを支援する。</p> <p>広域災害ボランティアセンターの機能強化のため、センターに参画する団体等との協働を強める。</p>
	<p>【災害時の要配慮者支援にむけた市町村域での新たなネットワークづくり】</p> <p>①福祉救援活動地域ネットワーク事業</p>	常設の災害ボランティアセンターを設置した社協や常設化をめざす社協と連携し、災害時の要配慮者支援にむけたネットワークづくりをモデル的に取り組み、その役割や機能、平時から取り組むべき課題を検討する。	モデル実施することで、それぞれの市町村へネットワークの必要性やネットワークをつくる手法等を波及させる。

<3つの基盤強化プラン>

- 1 組織基盤の強化 実現目標：①地域福祉の推進力としての幅広い参画・協力等を目指す今日的な会員、賛助会員制度の確立
②会員・賛助会員の拡大をすすめ、組織基盤の強化を図る

取組み課題	実施事業計画	事業の目的・ねらいなど	到達目標・期待する効果など
会員制度の確立と組織強化	①会員・賛助会員制度の見直し検討	福祉制度の改正や施設経営形態の変化（法人規模・経営主体の変化）等に合わせた今日的な会員の位置づけ・加入形態の見直し検討	新たな会員制度の提案（具体化）
	②会員・賛助会員加入促進集中キャンペーン	現行制度における会員・賛助会員の拡大をすすめ、組織基盤の強化を図る。 ア 会員拡大用パンフレットの活用 イ 集中キャンペーン期間の設置	・会員・賛助会員向けパンフレットの作成 ・会員10箇所、賛助会員5箇所

- 2 財源基盤の強化 実現目標：①行政施策の一環として位置づけられている事業や公的性格の強い事業について、必要な公的財源の確保
②民間非営利組織として、先駆的で柔軟かつ創造的な事業を推進するための事業財源及び自主財源の確保

取組み課題	実施事業計画	事業の目的・ねらいなど	到達目標・期待する効果など
安定財源の確保と自主財源の造成	①京都府との継続的な懇談 ※京都府所管課（福祉・援護課）、福祉関係課との協議の開催。	行政施策の一環として位置づけられている事業や公的性格の強い事業について必要性を明確にし、理解とともに提案をしながら必要な財源確保に努める懇談の場とする。	必要な公的財源の確保 ※必要性を明確にするために、事業・成果の“見える化”を図る。
	②財政基盤強化のための検討	民間非営利として、先駆的で柔軟かつ創造的な事業の財源及び自主財源を確保するために、現在の財源構造の分析と財源見通しを検討し、新たな収益事業の開拓を含む自主財源確保策の検討をすすめる。	財源基盤強化策の具体化

3 人材基盤の強化

実現目標：①職員が自覚と誇りを持ち、職員集団としての専門性を高められる環境づくり

②職員の研修体系化の策定をはじめ、研修環境の整備、組織としてのマネジメント力の向上

取組み課題	実施事業計画	事業の目的・ねらいなど	到達目標・期待する効果など
研修体系の策定	①研修の推進体制づくり	“職場内研修推進チーム”を設置し、毎年度研修の立案・実施・評価を行ない、今年度の職員研修の改善と、職員の研修体系策定に向けた仕組みづくりを段階的にすすめる。	PDCA サイクルにもとづく23年度の職員研修年間計画・実施・評価・次年度計画づくり
組織マネジメント力の向上	①スーパーバイザー・OJTリーダーの養成	多様で新しい福祉課題に対応するために、職場におけるスーパーバイズ機能の強化と、リーダー層の養成を計画的にすすめる。	外部の研修実施機関や、本会研修センター実施の研修に、計画的に派遣をする。
	①PDCA サイクル確立のための研修と評価活動の推進	働き甲斐のある職場環境を実現するために、業務推進上の課題と職員個々の習得課題の明確化をはかり、職員集団としての組織全体のレベルアップを図る。	評価シートを活用した職員の目標管理、事業評価・振り返りの仕組みの確立